

法律基本科目 公法系

科 目	憲法1 (前期)	単 位
		2
担 当	福井 康佐	

授業内容の概要

この授業では、各人権の歴史的な意義及び、各条文から派生する概念等を正確に理解することを第一の目標にする。第二に、基本的な判例の論理を正確に理解することを目標とする。各条文に関連するリーディングケースを毎回取り上げて、判旨を丁寧に読むように指導していきたい。また、必要に応じて、各当事者の主張・反対意見も取り上げる。第三に、法的な文章を書く訓練の第一歩として、適宜、小論文作成の課題を与えて、指導していきたい。なお、内容上の区切りのいい所（表現の自由の終了時など）で、小テストを実施する。

授業方法

授業計画に従って、テキストの説明を中心に授業を行う。予め指定された箇所の予習を前提とすることで、質問と回答という形態の授業を行い、積極的な発言を学生に求めたい。毎回取り上げる基本判例については、十分に調べることを求める。なお、芦部憲法テキストは、初学者には難解な部分もあるので、レジュメ等で適宜補足していきたい。

成績評価の方法

期末テストを中心にして、小テスト・小論文の課題・授業への参加の度合いを加味して、総合的に判断する。
成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。

授業計画

- 第1回 基本人権の原理～人権の観念・人権の分類・人権の享有主体
- 第2回 基本人権の限界～公共の福祉論・違憲審査基準の基礎
- 第3回 幸福追求権～幸福追求権の意義・新しい人権・自己決定権
- 第4回 精神的自由総論～精神的自由の分類・思想良心の自由・学問の自由
- 第5回 信教の自由～信教の自由の意義と限界・政教分離原則
- 第6回 表現の自由その1～表現の自由の意義・表現の自由の内容
- 第7回 表現の自由その2～表現の自由の限界（二重の基準論）
- 第8回 表現の自由その3～名誉・プライバシーと表現の自由の衝突
- 第9回 表現の自由その4～内容中立規制
- 第10回 表現の自由その5～集会結社の自由その他
- 第11回 経済的自由その1～職業選択の自由
- 第12回 経済的自由のその2～財産権の保障
- 第13回 社会権その1～社会権の意義・生存権
- 第14回 社会権その2～教育を受ける権利・教科書検定・労働基本権
- 第15回 期末試験

使用教材

- 教科書(購入必須)：
芦部信喜『憲法』(第5版)(岩波書店2011年)
戸松秀典・初宿正典『憲法判例』(第6版)(有斐閣2010年)

- 参考書(購入任意)：特になし

前提履修科目 特になし

法律基本科目 公法系

科 目	憲法2 (後期)	単 位
		2
担 当	福井 康佐	

授業内容の概要

前期授業の「基本的人権の基礎」の目標を、連続する後期のこの授業でも掲げていきたい。内容としては、授業の前半5回を使って、憲法の学習の中心である違憲審査制の理解を徹底する予定である。その際に、前期の授業で取り上げた各人権の違憲審査基準を補足し、十分な理解を促すようにしたい。残りは、権力分立とその現代的変容の意味を通して、統治機構全体を体系的に把握できるように説明していきたい。なお、内容上の区切りのいい所（違憲審査制終了時など）で、小テストを実施する。

授業方法

授業計画に従って、テキストの説明を中心に授業を行う。予め指定された箇所の予習を前提とするので、質問と応答という形態の授業を行い、積極的な発言を学生に求めたい。毎回取り上げる基本判例については、十分に調べることを求める。なお、芦部憲法テキストは、初学者には難解な部分もあるので、レジュメ等で適宜補足していきたい。

成績評価の方法

期末テストを中心にして、小テスト・小論文の課題・授業への参加の度合いを加味して、総合的に判断する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。

授業計画

- 第1回 裁判所～司法権の意味と範囲・裁判所の組織と権能・司法権の独立
- 第2回 違憲審査制その1～違憲審査制の根拠と性格・付随的違憲審査制の意味
- 第3回 違憲審査制その2～憲法判断の方法
- 第4回 違憲審査制その3～違憲審査の審査基準
- 第5回 違憲審査制その4～まとめと判例理論の整理
- 第6回 平等権の意味
- 第7回 平等権の違憲審査基準
- 第8回 国民主権～主権の意味・国民主権の意味
- 第9回 国会その1～権力分立の原理・国会の地位
- 第10回 国会その2～国会の組織と活動・国会の権能・議院の自律権
- 第11回 内閣その1～行政権と内閣・内閣の組織と権能
- 第12回 内閣その2～議院内閣制・衆議院の解散・行政立法
- 第13回 財政と地方自治～租税法律主義・地方自治の本旨・条例
- 第14回 天皇・平和主義その他の問題
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須) :

芦部信喜『憲法』(第5版)(岩波書店2011年)

戸松秀典・初宿正典『憲法判例』(第6版)(有斐閣2010年)

参考書(購入任意) 特になし

前提履修科目 特になし

法律基本科目

公法系

科 目	行政法 1 (後期)	単 位
		2
担 当	早川 和宏	

授業内容の概要

行政法とは行政に関する法である。「行政法」という法典を指すものではない（そもそも、そのような法典は存在しない）。したがって、行政に関する法は、全て行政法の対象となる。もっとも、行政に関する法は無数の行政法規から成り立っているため、その全てに通暁することは不可能に近い。

しかし、行政法は、行政に関する法であることから、行政に特有な法理・法原則が支配している。この法理・法原則を身につけることにより、初見の法であっても正確に解釈し、適用することが可能となる。行政法の分野では、近年、急速に法整備・法改正が進み、判例の集積と学説の進展が見受けられる。授業では、これらの動向に配慮しつつ、行政法の基礎概念、基礎理論及び確立した判例を中心に講述することにする。

授業方法

授業は、下記の授業計画に従い、南博方『行政法（第六版補訂版）』及び行政判例百選を使用して、講義形式で行う（授業計画は、授業の進行予定を示すものであり、必ずしも1回の講義ごとに対応しているわけではない）。

授業で参照する判例については、レジュメで予告する。講義形式を中心とするが、レジュメの中に示した設問等については、指名し、発言を求めるので十分予習の上参加されたい。

成績評価の方法

毎回の授業における積極的参加の程度（発言内容、提出物、無断欠席の有無等）と期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。

授業計画

- 第1回 行政法はどのような法か
- 第2回 行政救済法概観
- 第3回 行政情報公開と個人情報保護の仕組み
- 第4回 行政は誰が行うか
- 第5回 行政はどのような作用を行うか
- 第6回 行政行為とは何か
- 第7回 行政行為はどのような効力をもつか(1)
- 第8回 行政行為はどのような効力をもつか(2)
- 第9回 行政行為はどのような効力をもつか(3)
- 第10回 行政立法・自治立法その他の行政作用について(1)
- 第11回 行政立法・自治立法その他の行政作用について(2)
- 第12回 行政立法・自治立法その他の行政作用について(3)
- 第13回 行政上の法律関係とはどのようなものか
- 第14回 行政の実効性はどのようにして確保されるか
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：南博方『行政法（第六版補訂版）』（有斐閣・2012年）

参考書（購入必須）：宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選[第6版]』（有斐閣・2012年）

前提履修科目

なし

法律基本科目

公法系

科 目	行政法2 (前期)	単 位
		2
担 当	早川 和宏	

授業内容の概要

本授業では、行政と一般国民との間に、「良好ではない関係」が発生した場合の対処方法を学ぶ。

法治行政の原理の下、行政は、適法な行政活動をなしているはずである。その限りにおいては、行政と一般国民との間には「良好な関係」が生じていると考えられる。しかし、行政を行うのが人である以上、そこに完璧を求めるることはできない。また、複雑多岐にわたる行政法規は、解釈上の疑義も少なくない。そこには、「良好ではない関係」を生み出す素地が多分に存在する。

「良好ではない関係」が発生した場合、それは事後的に解決せざるを得ない。事後の解決に資する制度として、行政不服申立て・行政訴訟・損失補償・国家賠償を取り上げる。一方、「良好ではない関係」が発生することを防げれば、これに勝ることはない。事前に「良好な関係」を担保するための制度として、行政手続を取り上げる。個人の権利利益等に影響を与える行政の諸活動は、当該個人の一生を左右するだけの力を持つことに留意しつつ、「良好ではない関係」を解きほぐす上で必要な理論の習得を目指したい。

授業方法

授業は、下記の授業計画に従い、レジュメ、芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』(有斐閣・2006年)及び行政判例百選を使用して、講義形式で行う(授業計画は、授業の進行予定を示すものであり、必ずしも1回の講義ごとにに対応しているわけではない)。講義形式を中心とするが、レジュメ中に示した設問、行政法1で学習済みの事項等については、指名し、発言を求めるので、十分予習の上参加されたい。

成績評価の方法

毎回の授業における積極的参加の程度(発言内容、提出物、無断欠席の有無等)と期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。

授業計画

- 第1回 行政手続法理・行政手続の内容
- 第2回 行政不服申立て
- 第3回 行政事件訴訟の意義と種類
- 第4回 取消訴訟 (1)
- 第5回 取消訴訟 (2)
- 第6回 取消訴訟 (3)
- 第7回 取消訴訟 (4)
- 第8回 無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟
- 第9回 義務付け訴訟・差止訴訟・当事者訴訟(1)
- 第10回 義務付け訴訟・差止訴訟・当事者訴訟(2)
- 第11回 民衆訴訟・機関訴訟
- 第12回 損失補償制度
- 第13回 国家賠償訴訟 (1)
- 第14回 国家賠償訴訟 (2)
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： 芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』(有斐閣・2006年)

参考書(購入必須)：宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選〔第6版〕』・(有斐閣・2012年)

前提履修科目：なし

法律基本科目 公法系

科 目	公法総合 (後期)	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	

授業内容の概要

行政判例を具体的事実関係から分析、検討し、行政訴訟の全体像をつかむことを目的とする。判例理論を理解することが前提となるが、その批判的検討も含め、具体的問題にどのように対応するか考える力を養う。

また行政訴訟の形で憲法が問題となった事例も取り上げ、憲法と行政法の有機的な理解もはかりたい。

授業方法

TKC教育研究支援システムによって、検討すべき判例を毎回指定し、また毎回のテーマについて参考資料を配布し、双方面の授業を行う。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。

授業計画

- 第1回 行政争訟制度の構造
- 第2回 抗告訴訟の対象—処分性（1）
- 第3回 抗告訴訟の対象—処分性（2）
- 第4回 原告適格
- 第5回 訴えの利益
- 第6回 義務付け訴訟・差止訴訟
- 第7回 仮の救済制度
- 第8回 当事者訴訟・確認訴訟の活用
- 第9回 行政裁量の司法審査
- 第10回 行政訴訟と民事訴訟
- 第11回 住民訴訟
- 第12回 国家賠償請求訴訟（1）
- 第13回 国家賠償請求訴訟（2）
- 第14回 損失補償請求訴訟
- 第15回 定期試験

使用教材

教科書（購入必須）：高木光・稻葉馨編「ケースブック行政法」弘文堂

参考書（購入任意）：

前提履修科目 行政法1・2を履修済みであることが望ましい。

法律基本科目 公法系

科 目	公法事例演習 (後期)	単 位
		2
担 当	福井 康佐	

授業内容の概要

憲法の学習上重要な判例を下級審から取り上げて説明していく予定である。公法事例演習としての特徴は、行政訴訟の形態と行政法上の基本概念の確認という点を意識することにある。

この授業では、①当事者の主張の対比、②判例理論の理解、③判例理論のあてはめによる類似事件の解決という3つの作業を行う。テキストに沿って、まず、当事者がどのような主張を行っているのかをよく理解するようにしてもらいたい。次に、判例の論理を徹底的に理解して、その射程範囲がどこまで及ぶかを検討していく予定である。また、テキストには二つの重要判例が対比されているので、判例の一般論が異なる状況ではどのように展開していくのかを学習していく。また、演習問題を通じて、論文の書き方指導も行う。

授業方法

徹底した判例の予習を前提として、質疑応答形式の授業を行う予定である。受講生の判例理解を促すために、毎回予習チェックシートを作成して、重要事項の理解と確認を行う。

成績評価の方法

小テスト(10点)・期末テスト(90点)で評価する。

成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。

授業計画

- 第1回 演習問題 論文の書き方の基本
- 第2回 反論権・謝罪広告・訂正放送～サンケイ新聞事件
- 第3回 集会の自由とその限界～和泉佐野市民会館事件
- 第4回 法制度の本質と比例原則の適用～森林法共有林事件
- 第5回 行政事件における適正手続の保障～成田新法事件
- 第6回 公務員の政治活動の自由～寺西判事補事件
- 第7回 演習問題
- 第8回 自己決定権の法理～宗教的理由による輸血拒否訴訟
- 第9回 演習問題
- 第10回 私法関係における人権保障～三菱樹脂事件
- 第11回 演習問題
- 第12回 立法不作為に対する違憲訴訟その1～在宅投票制度廃止事件
- 第13回 立法不作為に対する違憲訴訟その2～在外国民選挙権訴訟
- 第14回 演習問題
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：初宿正典・戸松秀典『憲法判例』（第6版）有斐閣

参考書（購入推奨）：芦部信喜『憲法』（第5版）岩波書店

前提履修科目

法律基本科目 公法系

科 目	憲法判例演習 / 憲法判例論（前期）	単 位
		2
担 当	柏崎 敏義	

授業内容の概要

法の支配、近代立憲主義、そして具体的には違憲審査制を前提とすると、憲法の番人としての裁判所の役割は人権保障にある。戦後60年の間に積み重ねられてきた憲法判例を見ることで、憲法のあり方、裁判のあり方を考えるだけではなく、憲法問題をどのように考えていくのかの思考プロセスを確立することができるであろう。ただし、唯一これが正解という思考方法があるわけではない。

授業方法

授業計画に基づき、各回の具体的テーマ、判例は事前に指示するので予習をすること。授業は質疑討論を中心に進める予定である。学説、判例を把握しておくことが重要である。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度(場合によっては小テストの結果も反映する)と、期末試験によって評価する。割合は平常点20%、試験80%とする。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階評価とする。

授業計画

- 第1回 ガイダンス、違憲立法審査権概観
- 第2回 憲法訴訟概観、司法権の限界
- 第3回 表現の自由に関する判例(1)
- 第4回 表現の自由に関する判例(2)
- 第5回 政教分離に関する判例
- 第6回 職業選択の自由に関する判例
- 第7回 財産権に関する判例
- 第8回 生存権に関する判例
- 第9回 教育を受ける権利に関する判例
- 第10回 労働基本権に関する判例
- 第11回 人身の自由に関する判例
- 第12回 選挙権に関する判例
- 第13回 人権総論に関する判例
- 第14回 統治機構に関する事例
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：各自使用的教科書、判例集

参考書（購入推奨）：なし

前提履修科目

憲法1、憲法2を履修済みであることが望ましい。

法律基本科目 民事法系

科 目	民法 1 (前期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	

授業内容の概要

民法典第1編「総則」の部分を対象とする。この分野は、民法典の冒頭にあるため、民法の最初の講義で学修することがほとんどである。しかし、総則は、民法典全体に共通するルールの集合体であるため、きわめて抽象性が高い。この講義では、抽象的なルールをそのまま学修するのではなく、なるべく具体的な事例等を用いつつ、その中で知識修得をはかるようにする。

授業方法

教科書と判例を中心とした配布教材を使用した講義形式とするが、適宜、設問や判例等について起案提出や口頭による説明を求め、また学生間で討論する機会をもつこととする。

成績評価の方法

毎回の授業における平常点(小テストないしはレポート)30%と期末筆記試験の成績70%とを総合評価する。
成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

- 第1回 民法への道案内、民法総論、契約の成立(以上3頁～45頁)、法律行為(341頁～344頁)、物権法序説・物(347頁～360頁)、物権・債権・私権総括(485頁～489頁)
- 第2回 意思表示1【意思表示総論、心裡留保、通謀虚偽表示、錯誤①(要件)](46頁～73頁)
- 第3回 意思表示2【錯誤②(効果)、詐欺・強迫](73頁～90頁)
- 第4回 人・権利能力、意思能力・行為能力(91頁～131頁)
- 第5回 代理1【代理とは、代理の法律関係、代理権、代理行為、代理の効果】(133頁～163頁)
- 第6回 代理2【無権代理①(民法のルール、本人、相手方がとりうる手段、無権代理と相続1)](163頁～176頁)
- 第7回 代理3【無権代理②(無権代理と相続2、追認の可否が問題となる場合)、表見代理①(109条)](176頁～186頁)
- 第8回 代理4【表見代理②(110条、112条)、代理と類似の概念】(186頁～205頁)
- 第9回 法人1【法人とは何か、法人総論、社団と組合、権利能力のない社団】(207頁～237頁)
- 第10回 法人2【法人の組織、能力と目的の範囲、代表者の代理権制限、法人と不法行為、解散等】(237頁～264頁)
- 第11回 契約の有効性、契約の効力発生時期(265頁～303頁)
- 第12回 時効1【時効総論、消滅時効(要件、中断、停止)](309頁～326頁)
- 第13回 時効2【消滅時効(効果)、除斥期間、形成権の期間制限、抗弁権の永久性】(326頁～340頁)
- 第14回 取得時効(以上379頁～386頁)
- 第15回 期末試験

使用教材

- 教科書(購入必須)： 内田貴『民法I(第4版)』東京大学出版会
- 参考書(購入任意)： 民法判例百選I総則・物権[第6版]、潮見『入門民法(全)』(以上有斐閣)、平野『コア・テキスト民法I(民法総則)』(新世社)

前提履修科目：なし。

法律基本科目

民事法系

科 目	民法2 (後期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	

授業内容の概要

民法典の第3編第1章を対象とする。民法3で取り扱う契約、民法4で取り扱う事務管理、不当利得、不法行為は、いずれも債権の発生原因であるが、これらの発生原因によって発生した債権に関する共通ルールが、民法2で取り扱う債権総論である。債権自体が目に見えない存在であり、その発生原因である売買や賃貸借や雇用など、共通性があるとは俄には認めがたいものの共通ルールであるから、いきおい抽象的にならざるを得ない。それを少しでも具体的なイメージを持ちながら理解を進め、正確で使える知識習得を目標としたい。

なお全分野について満遍なく触ることは不可能であるため、飛ばさざるを得ない分野もある。

授業方法

教科書と、判例を中心とした配布教材を使用した講義形式とするが、適宜、設問や判例等について起案提出や口頭による説明を求め、また学生間で討論する機会をもつこととする。

成績評価の方法

毎回の授業における平常点(小テストないしはレポート)30%と期末筆記試験の成績70%とを総合評価する。
成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

- 第1回 序説、債権入門、弁済1【正常な経過による債権の実現】(3頁～35頁)
- 第2回 弁済2【弁済者、弁済の相手方、時期・場所】(33頁～58頁)
- 第3回 弁済3【何を弁済すべきか、弁済の効果(除代位)】(以上58頁～74頁)
- 第4回 弁済4【弁済の提供・債権者遅滞、法的性質、供託】、その他の消滅原因(88頁～108頁)
- 第5回 債務不履行1【債権の効力、現実的履行の強制、損害賠償(序、要件①)】(109頁～124頁)
- 第6回 債務不履行2【損害賠償(序、要件)】(125頁～156頁)
- 第7回 債務不履行3【損害賠償(効果)】、第三者による債権侵害(156頁～189頁)
- 第8回 金銭債権の履行確保に関する諸制度、代物弁済、債権譲渡1【民法の定める債権譲渡、現代の債権譲渡、譲渡可能性を巡る問題】(193頁～223頁)
- 第9回 債権譲渡2【対抗要件をめぐる問題、証券的債権の譲渡、債務引受】(223頁～245頁)
- 第10回 相殺(247頁～272頁)
- 第11回 責任財産の保全1【一般財産への執行の準備、債権者代位権】(271頁～296頁)
- 第12回 責任財産の保全2【債権者取消権】(296頁～331頁)
- 第13回 保証(333頁～365頁)
- 第14回 多数当事者の債権債務関係(367～381頁)、弁済者代位(74～88頁)
- 第15回 期末試験

使用教材

- 教科書(購入必須)：内田貴『民法III債権総論・担保物権〔第3版〕』東京大学出版会
参考書(購入任意)：民法判例百選II債権〔第6版〕、潮見『入門民法(全)』(以上有斐閣)、平野『コア・テキスト民法IV(債権総論)』(新世社)

前提履修科目：民法1、民事法総合1を受講すみであることがのぞましい。

法律基本科目 民事法系

科 目	民法3 (後期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	

授業内容の概要

民法典の債権各論の中の第3編2章の「契約」の部分を対象とする。

この授業では、契約総論と民法の定める典型契約を中心にその具体的な内容の理解を深めるとともに、判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。近時は民法の教科書でも、裁判規範の観点から記述されたものが増えているが、過度に意識しきると、実体法としての民法の理解が不正確になる危険すらある。この授業では、あくまで実体法の基礎部分の理解に重点を置き、判例解析に関連して、裁判規範としての民法を検討する。なお全分野について満遍なく触ることは不可能であるため、飛ばさざるを得ない分野もある。

授業方法

教科書と判例を中心とした配布教材を使用した講義形式とするが、適宜、設問や判例等について起案提出や口頭による説明を求め、また学生間で討論する機会をもつこととする。

成績評価の方法

毎回の授業における平常点(小テストないしはレポート)30%と期末筆記試験の成績70%とを総合評価する。

成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

- 第1回 契約総論(1)
- 第2回 契約総論(2)
- 第3回 契約総論(3)
- 第4回 契約総論(4)
- 第5回 売買(1)
- 第6回 売買(2)
- 第7回 売買(3)
- 第8回 売買(4)
- 第9回 使用貸借・賃貸借(1)
- 第10回 賃貸借(2)
- 第11回 賃貸借(3)
- 第12回 賃貸借(4)
- 第13回 賃貸借(5), 消費貸借
- 第14回 労務供給型契約
- 第15回 定期試験

なお、紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項（教科書の該当箇所や採り上げる判例等）については、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する。

使用教材

教科書(購入必須): 内田貴『民法』(第3版)、東京大学出版会

参考書(購入任意): 民法判例百選 債権[第6版]、潮見『入門民法(全)』(以上有斐閣)、平野『コア・テキスト民法(契約法)』(新世社)

前提履修科目

なし

法律基本科目 **民事法系**

科 目	民法4 (前期)	単 位
		2

授業内容の概要 民法1や2では、当事者の「意思」に基づいて権利の発生する場面が主に取り扱われています。これに対して、民法4では、当事者の「意思」ではなく、法律の規定に基づいて権利（ここでは債権）が発生する場面を取り扱います。すなわち、事務管理（697条～702条）、不当利得（702条～708条）、および不法行為（709条～724条）です（これらは「法定債権法」と総称されます）。なかでも、不法行為法は、交通事故や医療過誤、公害・薬害訴訟、名誉・プライバシー侵害などに関わる理論的にも実務的にもきわめて重要な分野です。そこで、この授業では、先に不法行為法から学習することとし、その後に、事務管理、不当利得の順で学習することになります。

授業方法 授業は、おおむね3パートに分けます。最初のパートでは、当該授業回の学習範囲について、受講者が下記指定教科書の指定部分を読み、教材の設問について考えてくることを前提とし、双方向のやり取りを通じて、基礎概念と基本的な考え方を確認します。ここで確認した基礎概念や基本的な考え方の理解を深めることを目的として、次のパートでは、当該授業回のテーマに関する基本判例を1～2件取り上げ、当事者の主張を整理することで事実関係を要約し、そこから法律問題を発見し、判決理由を抽出して、その理論構成を分析し、批判的な考察をします（ただし、事務管理・不当利得では、判例の代わりに設例を検討します）。最後のパートでは、授業の振り返りとまとめを行います。

なお、授業の節目ごとに、○×式の理解度チェックテストを実施して、目標達成度を確認するほか、第6回終了くらいを目途として中間試験を実施して（中間試験は授業時間外に実施します。日時は、後日、受講者の皆さんと相談のうえ決定します）、授業目標の達成度を確認します。また、授業で取り上げた判例については、宿題としてケース・ブリーフ（判例メモ）の提出を義務付けるほか、ほぼ毎回何らかの宿題を課します（といっても、判例メモもそうですが、授業の復習になるようなものばかりです）。

成績評価の方法 期末試験 60点、中間試験 20点、チェックテスト得点率 10点、宿題提出率 10点として、総合計点により評価します。成績評価・単位認定については、宿題の提出率が 60%以上、かつ、上記の総合点が 60点以上であることを単位認定の必要条件とするほか、本学所定の基準によります。

その他授業の運営や進行、成績評価等について詳細は、教材冒頭の「開講にあたって」を参照のこと。

授業計画(受講者の理解度に応じて適宜変更もあります。その場合はTKC等で告知します)

- 第1回 不法行為制度の意義と基本原理（1～13頁）、第2回・第3回 権利侵害と故意・過失①（15～38頁）、
- 第4回 因果関係（39～52頁）、第5回 損害（53～73頁）、第6回 損害賠償請求権の主体（75～86頁）、
- 第7回 損害賠償請求に対する抗弁（1）責任無能力・正当化事由（87～100頁）、
- 第8回 損害賠償請求に対する抗弁（2）賠償額の減額事由・消滅時効（101～118頁）、
- 第9回 使用者責任およびそれに類似する制度（119～132頁）、
- 第10回 共同不法行為・競合的不法行為（149～162頁）、
- 第11回 差止請求と損害賠償（163～175頁）、無過失責任・中間責任（133～147頁、207～217頁）、
- 第12回 個別問題（名誉毀損・プライバシー侵害・医療過誤訴訟（177～206頁））、
- 第13回 事務管理・不当利得総論、第14回 不当利得各論、第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 潮見佳男『基本講義 債権各論II 不法行為法〔第2版〕』（新世社、2009）

瀬川信久・内田貴『民法判例集 債権各論〔第3版〕』（有斐閣、2008）

* なお、事務管理・不当利得については、下記、滝沢ほか『ハイブリッド民法4 債権各論』をベースとした自作教材を使用することとし、教科書は指定しません。

参考書(購入任意): 滝沢昌彦ほか（花本執筆）『ハイブリッド民法4 債権各論』（法律文化社、2007）

その他、この分野の定評ある教科書としては、大村敦志『基本民法II〔第2版〕』、内田貴『民法II〔第3版〕』、加藤雅信『新民法体系V 事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』、吉村良一『不法行為法〔第4版〕』、藤岡康宏ほか『民法IV 債権各論〔第3版補訂〕』、窪田充見『不法行為法』、円谷峻『不法行為法 事務管理・不当利得〔第2版〕』、前田陽一『債権各論II 不法行為法〔第2版〕』など。

前提履修科目 なし

法律基本科目

民事法系

科 目	民法5 (前期)	単 位
		2
担 当	難波 譲治	

授業内容の概要

本講義は、民法典第2編物権のうち担保物権を除く物権法の部分（175～294条）と第5編相続（882～1044条）を対象とする。いずれも条文が多いので、細かい規定やあまり重要でないと思われる事項の説明は省略し、重要な事項についての説明に多くの時間を割きたい。

授業方法

基本的に講義形式であるが、重要問題については質問し理解を確認しながら進めたい。

教科書の読み込みを中心とした、十分な予習が必要である。授業用のレジュメはTKCにアップするので、参照しながら予習しておいてほしい。

成績評価の方法

原則として期末筆記試験の結果による。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階とする。

授業計画(以下は予定であり、テーマごとの分量が異なるので、多少ズレは生じる。第11回～第14回の相続法部分については、既に民法7で概略を学んでいると思うで、物権法と関連する部分を中心とし、相続人、相続分といった基礎的部分は省略する。)

- 第1回 物権の意義と法的性質、物権的請求権
- 第2回 物権変動総論、物権変動の時期、不動産登記
- 第3回 物権変動：177条の適用範囲、取消し・解除と登記
- 第4回 物権変動：時効と登記、相続と登記
- 第5回 物権変動：177条の第三者
- 第6回 物権変動：動産物権変動
- 第8回 所有権、用益物権
- 第9回 共有、区分所有
- 第10回 占有権
- 第11回 相続財産
- 第12回 遺産の共有・分割
- 第13回 遺言
- 第14回 遺留分
- 第15回 期末試験

使用教材

・物権法部分の教科書(購入必須)：内田貴『民法I 総則・物権総論〔第4版〕』(東京大学出版会、2008)

1年次の民法科目の多くで内田民法が教科書として指定されていたこともあり、内田・民法Iを教科書とするが、内田・民法Iの物権法部分は少し記述が足りないと思われるので、下記参考書等を合わせて使用することが望ましい。

・物権法部分の参考書(購入任意)：佐久間毅『民法の基礎2物権』(有斐閣、2006)

中田裕康、潮見佳男、道垣内弘人編『民法判例百選I 総則・物権〔第6版〕』(有斐閣、2009)

・相続法部分の参考書(購入任意)：前田陽一ほか『民法VI親族・相続〔第2版〕』(有斐閣、2012)

窪田充見『家族法〔第2版〕』(有斐閣、2013年)

水野紀子、大村敦志、窪田充見編『家族法判例百選〔第7版〕』(有斐閣、2008)

必ず1冊は教科書を購入することが必要であるが、1年次の民法7で使用した教科書を中心に使用していればその教科書でよい。

前提履修科目 民法1・2・3・4・7を履修済みであることが望ましい。

法律基本科目 民事法系

科 目	民法6 (前期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	

授業内容の概要

抵当権を中心とする民法典の担保物権（295条～398条の22）と、譲渡担保を中心とする非典型担保、を対象とする。なお、担保法の理解を助けるために、周辺の法領域（民事執行法、破産法等）にも論及する反面、分野全体を総括的には講義できないので、適宜ピックアップすることとなる。

授業方法

おおむね民法3と同様の講義形式の授業とする。教科書と教材を事前に読んでいることを前提に進めいく。適宜、設問や判例等について口頭で説明を求めることがや、レポート、小テストを行い、その実施をもって当該箇所を終了することもある。

成績評価の方法

平常点(小テストないしレポート等を含む。出欠回数は成績評価の対象とはしない。)が30%。期末筆記試験の成績が70%の総合評価。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

- 第01回 担保法の全体像（債権者平等の原則と担保制度、担保制度の概観、他の法領域との関係）
- 第02回 抵当権1（抵当権の機能、設定から実行そして後処理）
- 第03回 抵当権2（被担保債権、抵当権の及ぶ客体）
- 第04回 抵当権3（物上代位、担保不動産収益執行）
- 第05回 抵当権4（抵当権侵害（1））
- 第06回 抵当権5（抵当権侵害（2））
- 第07回 抵当権6（法定地上権）
- 第08回 抵当権7（抵当権の処分）
- 第09回 抵当権8（共同抵当）
- 第10回 その他の典型担保—質権・留置権・先取特権（1）
- 第11回 その他の典型担保—質権・留置権・先取特権（2）
- 第12回 非典型担保1（概説、譲渡担保1—法律構成、対内的効力）
- 第13回 非典型担保2（譲渡担保2—対外的効力、集合資産（動産・債権）譲渡担保）
- 第14回 非典型担保3（仮登記担保、所有権留保、担保として機能する他の法手段）
- 第15回 期末試験

なお、紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項（教科書の該当箇所や採り上げる判例等）については、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する。

使用教材

- 教科書(購入必須)：内田貴『民法（第3版）』（東京大学出版会）
参考書(購入任意)：潮見『入門民法(全)』(有斐閣)

前提履修科目

民事法総合1、民法1234を履修済みであることがぞましい。

法律基本科目 民事法系

科 目	民法7 (家族法) (後期)	単 位
		2
担 当	早野 俊明	

授業内容の概要

本講義では、夫婦・親子などの家族関係の成立・解消とその効果を定める『親族法』(民法典第四編)と、人の死から生ずる財産の移転の仕方を定める『相続法』(同第五編)、いわゆる家族法を扱う。教科書を中心に、レジュメ(電子教科書)で補充しつつ、判例・学説上の理論状況や問題点を的確に把握させ、射程や限界を意識させながら、主に講義形式で授業を構成していく。なお、『相続法』は民法5で扱う相続法以外を対象とするが、時間の関係上、概略にとどまる。

授業方法

予習として、教科書および電子教科書の熟読とともに、予習課題の解答の準備を義務づける。基本的知識の確認を質問形式で行い、課題の解答を求めつつ、基本的知識の定着と創造的・発展的理解を図りたい。制度趣旨および重要論点を中心に授業を進める。

成績評価の方法

期末試験の結果のみにより評価する。成績は、A, B, C, D, FまたはN(不可)の5段階とする。

授業計画

第1回 家族法の意義・前提知識(親族)

第2回 婚約、婚姻の成立

第3回 婚姻の無効・取消

第4回 婚姻の効果

第5回 離婚の成立

第6回 離婚の効果

第7回 内縁(事実婚)・外縁

第8回 実親子関係(1)

第9回 実親子関係(2)

第10回 養親子関係(1)

第11回 養親子関係(2)

第12回 親権

第13回 後見・保佐・補助、扶養

第14回 法定相続・遺言相続

第15回 定期試験

使用教材

教科書(購入必須) :

犬伏由子 = 石井美智子 = 常岡史子 = 松尾和子『親族・相続法』(弘文堂、2012年)

水野紀子 = 大村敦志 = 窪田充見編『家族法判例百選[第7版]』(有斐閣、2008年)

参考書(購入任意) :

潮見佳男『相続法[第4版]』(弘文堂、2011年)

佐藤義彦 = 伊藤昌司 = 右近健男『民法 親族・相続[第4版]』(有斐閣、2012年)

前田陽一 = 本山敦 = 浦野由紀子『民法 親族・相続[第2版]』(有斐閣、2012年)

高橋朋子 = 床谷文雄 = 棚村政行『民法7親族・相続[第3版]』(有斐閣、2011年)

内田貴『民法 親族・相続[補訂版]』(東京大学出版会、2004年)

前提履修科目

(平成21年度以前入学生) 民法1・2・3・4・5を履修済みであることが望ましい。

(平成22・23・24年度入学生) 民法1・4を履修済みであることが望ましい。

法律基本科目 民事法系

科 目	民事法総合 1 (前期)	単 位
		2
担 当	釘澤 知雄	

授業内容の概要

民法の基本問題についての簡単な事例・設問を通じて、民法の基本的な思考方法や基礎概念を学ぶことにより、民法の全体像をつかみ、体系的な理解度を上げることを目的としています。また、法曹として必要とされる法律文書の構成及び書き方等を修得し、他の科目的学修にも役立つような基礎体力をつけることを目的としています。

授業方法

事例・設問を講義の1週間前に配布ないしTKCに掲載するので、各自起案の上、講義前日までにメール(FAX)等で提出して貰い、講評を兼ねて講義を行います。

成績評価の方法

最終回に期末試験を実施します。講義に際して提出して貰う書面及び講義への能動的・積極的な参加の程度を加味し、総合的に評価します。期末試験と平常点の比率は6対4とします。成績評価はA・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とします。

授業計画

- 第1回 民法の仕組み（その1）
- 第2回 民法の仕組み（その2）
- 第3回 権利能力・行為能力・意思能力
- 第4回 物の概念
- 第5回 法律行為（その1）
- 第6回 法律行為（その2）
- 第7回 他人による行為の効果（代理・表見代理・無権代理）
- 第8回 物権変動（その1）
- 第9回 物権変動（その2）
- 第10回 所有権
- 第11回 担保権
- 第12回 債権（その1）（債務の履行・不履行）
- 第13回 債権（その2）（多数当事者が絡む債権債務関係）
- 第14回 契約の解除
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：必修科目の各民法の教材を併用して下さい。別途、指定する場合があります。

参考書（購入推奨）：民法判例百選Ⅰ・Ⅱ、松本・潮見編「判例プラクティス」総則・物権、債権

前提履修科目

なし。

法律基本科目 **民事法系**

科 目	民事法総合2 (後期)	単 位
		2
担 当	竹内 淳	

授業内容の概要

民事紛争事例に関する具体的な事案を素材とし、設問に従って学生自らが事案の分析を進めることを通じて、民法・商法・民事訴訟法の各分野に関する基本知識の理解を深めるとともに、問題解決に向けた十分な法的思考力を身につけることを目指す。

授業方法

学生各自があらかじめ与えられた事案についての設問を検討してくることを前提に、教室では、設問についての質疑応答を中心に授業を進める。全14事案のうち2事案については、予習課題として、設問に対する答案を作成し、授業前に提出することを求める。なお、予習課題が課されていない事案についても、各授業の前に各自が答案または答案構成メモを作成の上で授業に参加することが望まれる。

成績評価の方法

(1)期末試験、(2)予習課題（2回）の内容、(3)授業参加の状況により総合評価する。評価割合は、期末試験80%、予習課題15%、授業参加状況5%とする。成績は、A、B、C、D、F（またはN）の5段階とする。

授業計画

- 第1回 売掛債権の二重譲渡と代金支払・返品に関する紛争
- 第2回 代理人による根抵当権設定をめぐる紛争
- 第3回 借地上の建物の譲渡をめぐる紛争
- 第4回 購入した中古車に生じた不具合をめぐる紛争
- 第5回 従業員の運転する車両による交通事故をめぐる紛争
- 第6回 <テーマ未定> 【予習課題】
- 第7回 株式会社の事業譲渡をめぐる紛争
- 第8回 従業員による商品券等の架空注文をめぐる紛争
- 第9回 代物弁済を原因とする建物所有権移転登記をめぐる紛争
- 第10回 抵当権の設定された不動産の不法占有をめぐる紛争
- 第11回 所有権留保付の工作機械売買契約をめぐる紛争
- 第12回 <テーマ未定> 【予習課題】
- 第13回 取引先の倒産によって回収不能となった売掛金債権をめぐる紛争
- 第14回 納品されなかった建材をめぐる紛争
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：

特に指定しない。ただし、民法1～6、会社法1・2、民事訴訟法1・2でそれぞれ教科書（購入必須）として指定された書籍（基本書、学習用判例集）は、当然に、熟読していることが求められる。

参考書（購入推奨）：(1)は法的思考の総まとめ用、(2)～(6)は発展学習用の書籍である。

- (1) 金井『民法でみる法律学習法』（日本評論社）
- (2) 松岡＝潮見＝山本『民法総合・事例演習』（第2版、有斐閣）
- (3) 前田＝洲崎＝北村『会社法事例演習教材』（第2版、有斐閣）
- (4) 伊藤靖史＝伊藤雄司＝大杉＝齊藤＝田中＝松井『事例で考える会社法』（有斐閣）
- (5) 遠藤『事例演習民事訴訟法』（第2版、有斐閣）
- (6) 瀬川他編『事例研究民事法』（日本評論社）

前提履修科目

民事法総合1、民法1～6、会社法1・2、民事訴訟法1・2を履修済みまたは受講中であることが望ましい。

法律基本科目 **民事法系**

科 目	商法入門 (前期)	単 位
		2
担 当	前田 修志	

授業内容の概要

商法入門は、商法の学修における導入講座である。商法・会社法の基本的テーマを題材に、「商法」全般に通じてみられる特徴を把握すること、及び基礎知識を修得してその確認をすることを目的とする。講義は商法の基本概念の学修(1回)ののち、8回(進度によって7回)が商法総則分野における基本的な問題点の内容及び構造を理解することをテーマとする。あくまで本学においてはじめて法律科目を履修する学生を対象とする水準におき、基本書における記述を各自で理解できるように、講義のレベルを設定する。ただし、具体的な紛争を題材とするため、過去に学修経験がある者に対しても、新たな視点を持つことができるよう、講義を実施する。

後半5回は、会社法領域の問題をとりあげる。会社法は商法総則や商行為法とは異質な、「組織法」としての側面も有している。そこで、「会社」とはどのような特徴を有するのか、「会社」をめぐる法規制における一般原則にはどのようなものがあるか、に留意しつつ、会社の組織の形成手続(設立)を題材として、会社法の問題に取り組むための基礎を構築する。

授業方法

できるだけ具体的な素材を用いて、基本概念・関連知識の講義を行う。また基本概念の修得を確認し、発展的理理解につなげるため、適宜、質疑・討論を組み合わせて講義を運営する。

成績評価の方法

期末試験の成績を中心にA・B・C・D・F(N)の5段階評価する。ただし、授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など)については、成績評価において期末試験の成績より20点を限度として減点する。

授業計画

- 第1回 商法の基本概念—商人と商行為
- 第2回 商人と商行為(続)、営業とは?
- 第3回 商号制度
- 第4回 名板貸
- 第5回 商業使用人
- 第6回 商業使用人(続)、営業譲渡
- 第7回 営業譲渡(続)
- 第8回 商業登記制度
- 第9回 商法総則分野のまとめ
- 第10回 会社の基本概念、会社法の法構造
- 第11回 株式会社における一般原則(株主平等原則、資本制度を中心に)
- 第12回 会社の設立(1) — 株式会社の設立手続
- 第13回 会社の設立(2) — 発起人の権限と会社財産の形成
- 第14回 会社の設立(3) — 設立手続の瑕疵と設立無効、設立関与者の責任
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須) : 平出慶道=山本忠弘=田澤元章:『商法概論』 青林書院 平成19年
 会社法領域については「会社法1」「会社法2」のシラバスも参照。

参考書(購入任意) : 近藤光男:『商法総則・商行為法』(第5版補訂版) 有斐閣 平成20年
 伊藤靖史ほか、『会社法』(第2版) (LEGAL QUESTシリーズ) 有斐閣 平成23年

法律基本科目 民事法系

科 目	会社法 1 (後期)	単 位
担 当	土田 亮	2

授業内容の概要

本講義では、「会社法」の株式会社に関する規制のうち、主に経営に関与する「機関」の役割について、規制・慣習・法解釈を中心とりあげる。ただし、単なる法解釈にとどまらず、日々変化する経済情勢に対応することを要求されている会社(株式会社)の実状にも配慮するため、判例等を基礎とした事例分析を通じて、運用面における問題点についても併せて検討する。

授業方法

事前の予習を前提として講義形式で必要な知識・論点の確認を行う。そのうえで質疑・討論を中心にしながら、事前に呈示した課題について考察し、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。

成績評価の方法

授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業毎に小テストもしくはアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・F(N)の5段階による。なお、遅刻回数が多い場合には正当な遅刻理由なしとして欠席として扱うまたはマイナスの平常点として合計点数から差し引くことがある。

授業計画

- 第1回 株主総会（1）：株主総会の招集手続
- 第2回 株主総会（2）：株主総会の議事・株主提案権
- 第3回 株主総会（3）：株主総会の決議
- 第4回 株主総会（4）：決議の瑕疵／経営機構の選択と役員の選任・解任
- 第5回 取締役・取締役会（1）：取締役会の議事運営
- 第6回 取締役・取締役会（2）：会社の業務執行・代表
- 第7回 取締役・取締役会（3）：取締役の一般的義務・競業規制
- 第8回 取締役・取締役会（4）：利益相反取引規制・報酬規制
- 第9回 役員等の責任（1）：取締役の会社に対する責任
- 第10回 役員等の責任（2）：株主代表訴訟と違法行為差止請求
- 第11回 役員等の責任（3）：取締役の第三者に対する責任
- 第12回 役員等の責任（4）：取締役の義務・責任についての事例演習
- 第13回 監査役・監査委員会・会計監査人
- 第14回 委員会設置会社および取締役会非設置会社の特別
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)

特定の教科書は指定しない。毎回 TKC 教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。

参考書(購入任意) 改訂版が出ている場合には最新版を購入すること

江頭憲治郎『株式会社法(第4版)』有斐閣 平成23年

神田秀樹『会社法[第14版]』弘文堂 平成24年

弥永眞生『リーガルマインド会社法[第13版]』有斐閣 平成24年

平出慶道ほか『商法論』青林書院 平成22年

江頭ほか『会社法判例百選(第2版)

前提履修科目

民事法総合1、商法入門を履修済みであることが望ましい。

法律基本科目 民事法系

科 目	会社法2 (前期)	単 位
担 当	前田 修志	2

授業内容の概要

前半は、株式会社の財務的側面に関する問題点をとりあげる。特に株式制度に関わる諸問題の検討を中心とする。株式制度は、ファイナンス(資金調達)の側面でとらえられることが多いが、募集株式の発行や、種類株式制度など、会社のガバナンス(支配)に関わる問題点も多い。これらの点を総合的に理解できるよう、講義を実施する。また実務で重要な会計規制や企業結合(合併)に関わる諸問題についても、基本的な制度理解と現実の紛争を視野に入れ検討したいと思う。

授業方法

あらかじめ事例形式の設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する解説を中心に、理解を確認するため設例を用いた質疑・討論も行う。おおよそ前半は講義形式による重要な問題点の指摘・解説、後半は事例の解決にウェイトを置いた質疑応答・討論を軸とする。なお、授業計画では株式8回・組織再編4回・計算2回としているが、進度によって適宜調整する。またその過程で解説のみの講義内容となる場合もある。

成績評価の方法

期末試験の成績を中心にA・B・C・D・F(N)の5段階評価する。ただし、授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など)については、成績評価において期末試験の成績より20点を限度として減点する。なお、初回講義時に小テスト・中間課題の実施等も含めた概要を説明する(小テスト・中間課題を実施する場合には、成績評価の2割を平常点(小テスト等の評価)、8割を期末試験の成績として総合評価する。)

授業計画

- 第1回 株式制度の基礎 ~株式の意義、株主の権利、株主平等原則
- 第2回 種類株式
- 第3回 株式の流通性とその制限 ~譲渡の方式(株券制度含む)、譲渡制限株式の取扱い
- 第4回 株式単位の変動と株主の権利 ~併合・分割・無償割当て・単元株
- 第5回 募集株式の発行(1) ~手続上の問題点、瑕疵ある募集株式の発行(序論)
- 第6回 募集株式の発行(2) ~差止・無効・損害賠償
- 第7回 資金調達規制総合 ~募集株式発行制度のまとめ ~
- 第8回 組織再編(1) ~組織再編規制の概要・合併規制
- 第9回 組織再編(2) ~会社分割と事業譲渡
- 第10回 組織再編(3) ~株式交換・株式移転、親子会社をめぐる諸問題
- 第11回 組織再編(4) ~組織再編規制総合
- 第12回 会社の計算(1) ~計算書類等の作成手続・会計監査
- 第13回 会社の計算(2) ~剩余金の配当規制
- 第14回 自己株式の取得規制
- 第15回 期末試験

使用教材

- 教科書(購入必須): のいずれか(もしくは双方)を利用すること(但し、講義時にはレジュメを配布する)
 (詳細・発展学習向け)江頭憲治郎:『株式会社法』(第4版) 有斐閣 平成23年
 (平易・未修向け)平出慶道=山本忠弘=田澤元章:『商法概論 - 会社法』青林書院 平成22年

- 参考書(購入任意): 注: いずれも購入時の最新版を用意すること

- 神田秀樹:『会社法』(第14版) 弘文堂 平成24年
 弥永真生:『リーガルマインド会社法』(第13版) 有斐閣 平成24年
 伊藤靖史ほか『会社法』(第2版) (LEGAL QUEST シリーズ) 有斐閣 平成23年
 江頭憲治郎ほか『会社法判例百選〔第2版〕』(別冊ジュリスト) 有斐閣 平成23年

法律基本科目 民事法系

科 目	商取引・有価証券 (後期)	単 位
		2
担 当	土田 亮	

授業内容の概要

本講座では商取引法と有価証券法を取り上げる。

前半部は企業間取引を中心に、商取引法に関する諸問題を取り上げる。商事法入門において取り上げた題材についても、商法賄制に関する基本的理解を前提として、より法律的な問題点を模索する。後半部においては有価証券法理に関して重要な、発行・流通・権利行使に関する特殊性を検討する。

授業方法

事前の予習を前提として講義形式で必要な知識・論点の確認を行う。そのうえで質疑討論を中心にしながら、事前に呈示した課題について考察し、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。

成績評価の方法

講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、F(N)の5段階とする。授業時にアクションペーパーもしくは小テストを要求することがある。なお、遅刻回数が多い場合には正当な遅刻理由なしとして欠席として扱うまたはマイナスの平常点として合計点数から差し引くことがある。

授業計画

- 第1回 商行為の通則(1)
- 第2回 商行為の通則(2)
- 第3回 商事売買
- 第4回 仲立、問屋、代理商
- 第5回 運送営業・倉庫営業
- 第6回 運送・倉庫証券
- 第7回 交互計算・匿名組合・場屋営業
- 第8回 手形行為概論・手形の成立
- 第9回 他人による手形行為、手形の変造
- 第10回 手形の裏書と善意取得
- 第11回 手形抗弁、手形行為独立の原則
- 第12回 特殊な裏書、手形保証
- 第13回 手形の支払・遡求、手形上の権利の消滅
- 第14回 利得償還請求権、白地手形、為替手形、小切手
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)

特定の教科書は指定しない。毎回 TKC 教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。

参考書(各分野のいずれかを購入に任意することが望ましい)

- 平出慶道ほか『商法概論』青林書院 平成19年〔全範囲〕
 - 近藤光男『商法総則・商行為法』(第5版) 優刊 平成20年〔商取引〕
 - 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』(第2版) 有斐閣 平成18年〔商取引〕
 - 森本滋編著『商行為法講義』(第3版) 成文堂 平成21年〔商取引〕
 - 森本滋編著『手形法小切手法講義』(第2版) 成文堂 平成22年〔有価証券〕
 - 弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法』(第2版) 優刊 平成19年〔有価証券〕
 - 江頭・山下編『商法(総則商行為)百選(第5版)』、落合・神田編『手形小切手百選(第6版)』
- 前提履修科目 民法1~7、民事法総合1、商法入門を履修済みであることが望ましい。

法律基本科目 民事法系

科 目	民事訴訟法1 (後期)	単 位
		2
担 当	薮口 康夫	

授業内容の概要

授業科目「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)を中心に学習する。この2科目を学修することによって、民事手続法分野の基本的解釈論が修得される。

授業方法

講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的な事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。

成績評価の方法

原則として、筆記式期末試験の結果により、評点を付する。レポート・小テストを課した場合は、レポート・小テストの点数を20%以内で評価に入れことがある。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時までに提出しない場合は、1回の(無断)欠席につき100点満点中5点を減点する。

成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。

授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる。

第1回 民事司法制度の全体像

第2回 民事審理の全体構造1：申立て

第3回 民事審理の全体構造2：主張

第4回 民事審理の全体構造3：立証

第5回 訴えの提起と裁判所

第6回 申立事項と判決事項(处分権主義)

第8回 裁判の意義と種類

第9回 終局判決1：既判力の作用と客觀的範囲

第10回 終局判決2：既判力の時的範囲と形成権の行使

第11回 終局判決3：争点効・主觀的範囲・執行力・形成力

第12回 裁判によらない訴訟の完結

第13回 一部請求論

第14回 債務不存在訴訟・重複訴訟の禁止

第15回 期末試験

使用教材 授業用の講義案内……TKC上に事前に掲載。

なお、下記 は2013年8月までに改訂された場合、改訂版(新版)を使用する。

教科書(購入必須)： 藤田広美『講義 民事訴訟〔第2版〕』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)

②小林秀之編『判例講義 民事訴訟法〔第2版〕』(悠々社・本体価格¥3,500)

参考書(購入任意)：

藤田広美『解説 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)

④裁判所職員総合研修所監修『民事訴訟法講義案〔再訂補訂版〕』(司法協会・本体価格¥4,096)

⑤商事法務編『タクティクス アドバンス民事訴訟法2014』(商事法務)……2013年10月頃刊行予定

法律基本科目 民事法系

科 目	民事訴訟法2 (前期)	単 位		
		2		
担 当	薮口 康夫			
授業内容の概要				
<p>授業科目「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)を中心に学習する。この2科目を学修することによって、民事手続法分野の基本的解釈論が修得される。</p>				
授業方法				
<p>講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的な事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。</p>				
成績評価の方法				
<p>原則として、筆記式期末試験の結果により、評点を付する。レポート・小テストを課した場合は、レポート・小テストの点数を20%以内で評価に入れることがある。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時までに提出しない場合は、1回の(無断)欠席につき100点満点中5点を減点する。</p>				
<p>成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p>				
授業計画 ：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる。				
第1回 口頭弁論の意義と諸原則 第2回 口頭弁論の懈怠に対する措置 第3回 口頭弁論の準備と争点整理 第4回 証拠調べ1：証人尋問・当事者尋問 第5回 証拠調べ2：書証 第6回 証拠調べ3：鑑定・検正・調査嘱託・証拠保全 第7回 民事訴訟の当事者1 第8回 民事訴訟の当事者2 第9回 上訴 第10回 共同訴訟1 第11回 共同訴訟2 第12回 訴訟参加1：補助参加・訴訟告知 第13回 訴訟参加2：独立当事者参加・訴訟脱退 第14回 訴訟手続の中止・承継と任意的当事者変更 第15回 期末試験				
使用教材 授業用の講義案内(レジュメ)……TKC上に事前に掲載。				
<p>なお、下記 は2013年4月までに改訂された場合、改訂版(新版)を持参・使用しても良い(改訂前の下記 を持参・使用しても良い)。</p>				
教科書(購入必須)：				
藤田広美『講義 民事訴訟〔第2版〕』(東京大学出版会・本体価格¥3,800) 小林秀之編『判例講義 民事訴訟法〔第2版〕』(悠々社・本体価格¥3,500)				
参考書(購入任意)：				
藤田広美『解析 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800) 裁判所職員総合研修所監修『民事訴訟法講義案〔再訂補訂版〕』(司法協会・¥4,096) 商事法務編『タクティクス アドバンス民事訴訟法2013』(商事法務・本体価格 ¥3,200)				
前提履修科目 ：前年度の民事訴訟法1の単位が修得できなくとも、配当年次に進級した場合は民事訴訟法2を履修すること。				

法律基本科目 民事法系

科 目	民事判例論 (前期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	

授業内容の概要

法科大学院の学習において、判例を正確に学ぶことの重要性はいうまでもない。これは、単に、最高裁判例の要旨を覚えることではなく、裁判所が具体的な事例を前にして、なぜ、そのような判断をしたかを検討し、法的思考能力を高めるためである。私が担当した基本科目の民法でも、多くの判例を検討したが、この講義では、民法（財産法）の中から、極めて重要な論点、あるいは弁護士が実際に扱うことの多い紛争類型を選択し、法規範が、市民社会や取引社会でどのように機能しているか、そして弁護士はどのようにこれらの法律を実務に生かすべきか、を考える。裁判実務で必要な、要件事実、立証活動なども意識しながら学習する。

授業方法

事実関係が詳細に記述された判例を使用し、原被告はどのように主張を組み立て、立証しているか、そして、裁判所がどのような検討をして判断に至ったかを学ぶ。これにより、重要な判例法理の法理解が進むことを期待する。教材は、事前に配布するか、TKCにアップするので、各自、事案を理解し、法的問題を検討しておくことが求められる。これを前提に、授業においては互いに議論し、理解を深めることを目指す。

成績評価の方法

原則として、期末テストで評価し、A、B、C、D、F（N）とする。

授業計画

- 第1回 売買法の難問（瑕疵担保と債務不履行）
- 第2回 売買法の諸問題（手付、担保責任）
- 第3回 賃貸借契約（1）（借地権の対抗、期間満了と正当事由）
- 第4回 賃貸借契約（2）（解除と信頼関係破壊理論）
- 第5回 賃貸借契約（3）（転貸借の法律関係、サブリース）
- 第6回 安全配慮義務・契約準備段階の過失・情報提供義務
- 第7回 無権代理、表見代理
- 第8回 民法94条2項と110条
- 第9回 事例検討
- 第10回 法律行為の効力（公序良俗違反、民法90条の意義）
- 第11回 詐害行為取消権
- 第12回 物権的請求権の相手方、民法177条の第三者の範囲
- 第13回 謙渡担保
- 第14回 家族法
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：なし。

参考書（購入推奨）：各人の使用する民法の教科書（講義教材は内田I~IVに準拠する）

前提履修科目

民事法総合1、民法1~7、民事訴訟法1、2を履修済みであることがぞましい。

法律基本科目 **民事法系**

科 目	民事法事例演習 (前期)	単 位
		2
担 当	難波 幸一、田中 宏、土田 亮 (コーディネータ)	

授業内容の概要

これまでに学んだ、民事法の基本科目について、事例演習の形で問題解決能力を涵養する

授業方法

授業は基本的に2コマ通しで7回行い、各回について、120分で起案を行い60分で解説を行う。起案は、司法試験レベルの演習問題を予定している。担当は民事法教員が交代で行う。

成績評価の方法

各回の授業における解答の成績に出席、授業態度を加味して平常点で評価する。成績はA・B・C・D・F(N)の5段階による。

なお、授業方法 成績評価方法については今後変更されることがあるので注意すること。

授業計画

- 第1回 ガイダンス (90分)
- 第2回 起案演習 (120分)、解説 (60分)
- 第3回 起案演習 (120分)、解説 (60分)
- 第4回 起案演習 (120分)、解説 (60分)
- 第5回 起案演習 (120分)、解説 (60分)
- 第6回 起案演習 (120分)、解説 (60分)
- 第7回 起案演習 (120分)、解説 (60分)
- 第8回 起案演習 (120分)、解説 (60分)

使用教材

教科書 (購入必須) :
なし

参考書 (購入推奨) :
なし

前提履修科目

民法、民事訴訟法、商法の各基本科目を履修済であることが望ましい

法律基本科目

刑事法系

科 目	刑事法入門 (前期)	単 位
		2
担 当	上田 正和	

授業内容の概要

刑事法全般 (刑法, 刑事訴訟法, 刑事事実認定) について, 具体的な事例 (判例) を主な題材として, 刑事法への興味や関心を抱けるようにしながら学習を進め理解を深めていく。実際の事件 (判例) において, いかなる事実関係の下でどのようなことが刑事法上の問題となるのかを考えながら学習すると共に, 具体的な書式例を適宜紹介する等して, 具体的・実践的な刑事法の理解を目指す。個々の要件 (概念) と証明 (事実認定) の関連性をも意識する。また, 自分で理解し考えたことを文章で適切に表現することについての若干の指導を行う。従って, 学説や抽象的な概念の説明は最小限に止め (刑事法の思考に慣れてもらうために必要な範囲で言及する。但し, 条文は重視する), また, 全ての論点を網羅的に取り上げるものでもない。体系性のある本格的な内容は, 別に開講される「刑法」や「刑事訴訟法」の授業で取り扱われる。

授業方法

TKC教育研究支援システムによって, 事前に, 毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。また, 使用教材 (教科書) の該当部分の十分な理解 (特に, 復習段階) が期待される。

毎回の授業は, 教員作成のレジュメ及び使用教材 (教科書) に沿って講義と若干の質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。

成績評価の方法

学期中に課されるレポート (1回を予定) と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は, A・B・C・D・F又はN (不可) の5段階とする。

授業計画

- 第1回 刑事手続の流れ, 刑事手続の当事者の役割, 刑事法において議論されること
- 第2回 刑法の大枠, 刑法で議論される内容とその意義
- 第3回 実行行為, 不作為犯, 因果関係論
- 第4回 被害者の同意 (承諾)
- 第5回 故意と事実認識, 錯誤論
- 第6回 共犯をめぐる基本問題
- 第7回 名誉に対する罪
- 第8回 財産犯 (1) (財産犯の全体構造, 窃盗罪と強盗罪)
- 第9回 財産犯 (2) (詐欺罪と恐喝罪, 横領罪と背任罪)
- 第10回 社会的法益・国家的法益に対する罪
- 第11回 犯罪捜査の基本問題
- 第12回 起訴と訴因の基本問題
- 第13回 証拠法の基本と考え方
- 第14回 刑事事実認定の基本と考え方
- 第15回 期末試験

使用教材

- ①教科書 (購入必須) : 井田良 他 著『よくわかる刑法』(ミネルヴァ書房) (平成18年)
安富潔 著『やさしい刑事訴訟法 [第五版]』(法学書院) (平成17年)
石井一正 著『刑事事実認定入門 [第2版]』(判例タイムズ社) (平成22年)
- ②参考書 (購入推奨) : 西田典之 他 編『刑法判例百選 I・II [第6版]』(有斐閣) (平成20年)
前田雅英 著『最新重要判例250 [刑法] 第9版』(弘文堂) (平成25年)
井上正仁 他 編『刑事訴訟法判例百選 [第9版]』(有斐閣) (平成23年)
田口守一 著『最新重要判例250 [刑事訴訟法]』(弘文堂) (平成25年)

その他の初級者向け参考文献は, 必要に応じて紹介する。

前提履修科目

特になし

法律基本科目 **刑事法系**

科 目	刑法の基礎 (前期)	単 位
		2
担 当	中島 広樹	

授業内容の概要

「刑法の基礎」は、刑法総論における犯罪論・刑罰論自体および犯罪論における構成要件論・違法論・責任論という総論の基本部門に関する基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKCに掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様にTKCに掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補充的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、①行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として大谷総論、②結果無価値・一般予防論の立場を代表する前田総論、③結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものとなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。

授業方法

基本的には、毎回のテーマに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKCによって、毎回のテーマに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討しうるように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして隨時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。

成績評価の方法

期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績はA・B・C・D・F又はNの5段階で評価する。

授業計画

- 第1回 刑法の基礎①
- 第2回 刑法の基礎②
- 第3回 刑法の基礎③
- 第4回 構成要件論①
- 第5回 構成要件論②
- 第6回 構成要件論③
- 第7回 違法論①
- 第8回 違法論②
- 第9回 違法論③
- 第10回 責任論①
- 第11回 責任論②
- 第12回 責任論③
- 第13回 責任論④
- 第14回 責任論⑤
- 第15回 期末試験 (若干の変更可能性あり)

使用教材

教科書 (購入必須) : 曾根威彦『刑法総論(4版)』弘文堂、曾根威彦『刑法各論(5版)』弘文堂、大谷實『刑法講義総論(新版第4版)』成文堂、大谷實『刑法講義各論(新版第3版)』成文堂、前田雅英『刑法総論講義(第5版)』東京大学出版会、前田雅英『刑法各論講義(第5版)』東京大学出版会

参考書 (購入任意) : 『刑法判例百選II(第6版)』有斐閣、『前田「最新重要判例250 刑法(第8版)』弘文堂

法律基本科目

刑事法系

科 目	刑法1 (後期)	単 位
		2
担 当	中島 広樹	

授業内容の概要

「刑法1」は、刑法総論の未遂論・共犯論・罪数論という総論の応用部門と各論の財産犯を除く個人的法益に対する罪および国家的法益に対する罪に関する基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKCに掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様にTKCに掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補充的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、①行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として大谷総論、②結果無価値・一般予防論の立場を代表する前田総論、③結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものとなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。

授業方法

基本的には、毎回のテーマに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKCによって、毎回のテーマに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討しうるように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして隨時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。

成績評価の方法

期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績はA・B・C・D・F又はNの5段階で評価する。

授業計画

- 第1回 個人的法益に対する罪①
- 第2回 個人的法益に対する罪②
- 第3回 個人的法益に対する罪③
- 第4回 個人的法益に対する罪④
- 第5回 個人的法益に対する罪⑤
- 第6回 個人的法益に対する罪⑥
- 第7回 個人的法益に対する罪⑦
- 第8回 個人的法益に対する罪⑧
- 第9回 個人的法益に対する罪⑨
- 第10回 個人的法益に対する罪⑩
- 第11回 個人的法益に対する罪⑪
- 第12回 国家的法益に対する罪①
- 第13回 国家的法益に対する罪②
- 第14回 国家的法益に対する罪③
- 第15回 期末試験(若干の変更可能性あり)

使用教材

教科書 (購入必須) : 曾根威彦『刑法総論(4版)』弘文堂、曾根威彦『刑法各論(5版)』弘文堂、大谷實『刑法講義総論(新版第4版)』成文堂、大谷實『刑法講義各論(新版第3版)』成文堂、前田雅英『刑法総論講義(第5版)』東京大学出版会、前田雅英『刑法各論講義(第5版)』東京大学出版会。

参考書 (購入任意) : 『刑法判例百選II(第6版)』有斐閣、『前田「最新重要判例250 刑法(第8版)」』弘文堂

法律基本科目

刑事法系

科 目	刑法2 (前期)	単 位		
		2		
担 当	中島 広樹			
授業内容の概要				
<p>刑法2は、財産犯論の基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKCに掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様にTKCに掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補充的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、 行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として大谷総論、 結果無価値・一般予防論の立場を代表する前田総論、 結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものとなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。</p>				
授業方法				
<p>基本的には、毎回のテ - マに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKCによって、毎回のテ - マに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討しうるように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして隨時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。また、刑法1で講義できなかった部分も財産犯論の合間に縫って触れたいと考えている。</p>				
成績評価の方法				
<p>期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績はA・B・C・D・F又はNの5段階で評価する。</p>				
授業計画				
<p>第1回 財産犯論 第2回 財産犯論 第3回 財産犯論 第4回 財産犯論 第5回 財産犯論 第6回 財産犯論 第7回 財産犯論 第8回 財産犯論 第9回 財産犯論 第10回 財産犯論 第11回 財産犯論 第12回 財産犯論 第13回 偽造罪 その他 第14回 偽造罪 その他 第15回 期末試験 (若干の変更可能性あり)</p>				
使用教材				
<p>教科書(購入必須)： 曾根威彦「刑法総論(4版)」・「刑法各論(5版)」弘文堂、 大谷實「刑法講義総論(新版第4版)」・「刑法講義各論(新版第3版)」成文堂、 前田雅英「刑法総論講義(5版)」・「刑法各論講義(5版)」東京大学出版会 いずれか一冊でもよいが、できれば三冊あれば便利である。</p>				
<p>参考書(購入任意)： 「刑法判例百選 (6版)」有斐閣、前田「最新重要判例 250 刑法 第8版」弘文堂 必要に応じて、隨時指示する。</p>				

法律基本科目 刑事法系

科 目	刑事訴訟法 1 (後期)	単 位
		2
担 当	新屋 達之	

授業内容の概要

刑事訴訟法は、国家権力のあり方と密接な関連を持っています。それ故、刑事訴訟法は憲法・国際人権法と深い関わりがあり、これに即した解釈・運用が求められます。講義では、憲法・国際人権法及びそれを生み出した歴史的状況、比較法をもできる限り踏まえつつ、捜査から公訴の提起に関する諸問題に検討を加えることとします。

なお、以下は予定であり、実際の具体的な進行計画はTKCシステムによることとします。

授業方法

テーマを事前に設定し、判例・学説等について予習がなされていることを前提とすることは、他の科目と同様です。講義・演習形式を適宜併用しつつ進めてゆく予定です。

成績評価の方法

期末試験によって評価するのを原則とします。ただし、復習試験を加味することができます。成績はA・B・C・Dを合格、F・Nを不合格とすることは他の科目と同じです。

授業計画

- 1 開講の初めに、逮捕・勾留(1) 逮捕・勾留の手続・原則
- 2 逮捕・勾留(2) 別件逮捕・勾留、違法な拘束の救済など
- 3 捜索差押え(1) 令状による検査差押え
- 4 捜査差押え(2) 令状によらない検査差押え、令状主義
- 5 捜査一般・任意検査総論 任意検査と強制検査、強制処分法定主義
- 6 任意検査各論 任意同行・任意取調べ、おとり検査など
- 7 特殊な検査 写真撮影、通信傍受・盗聴
- 8 捜査の端緒 職務質問関連問題
- 9 被疑者の取調べ・検査構造論 任意取調べ、身体拘束中の取調べ、検査構造論
- 10 被疑者弁護(1) 黙秘権
- 11 被疑者弁護(2) 弁護人選任権・接見交通権
- 12 公訴の提起

なお、残り3回のうち、最終回は期末試験、通常講義期間中の2回を復習起案の日とします(期日は追って指定)

使用教材

教科書：各自の好みに従って、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は、基本的に前者に依拠します。

参考書：刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、別途、指示します。

前提履修科目 特になし

法律基本科目 刑事法系

科 目	刑事訴訟法2（前期）	単 位		
		2		
担 当	新屋 達之			
授業内容の概要				
刑事訴訟法2では、刑事訴訟法1に引き続き、刑事手続のうち公判・証拠関連のテーマを中心に取り上げます。具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。				
公判手続・証拠法は実務基礎科目と重なる部分も多くなりますが、これらの分野は理論的な一方で技術的な性格も強いので、重複をいとわず繰り返し学習されることを望みます。またこの分野は、捜査の分野に比べて形式的・理論的・思弁的色彩の強い部分が多く、とっつきにくい面もあるかと思います。できる限り解きほぐしてゆきたいと思います。また、公判傍聴や実務科目を通じて「体で覚える」こともぜひ行ってください。				
授業方法				
刑事訴訟法1を参照してください。				
成績評価の方法				
刑事訴訟法1を参照してください。				
授業計画				
1 公訴の提起 訴訟対象・訴因 2 公判手続(1) 公判の原則、訴訟主体、訴訟への市民参加 3 公判手続(2) 公判準備、公判手続、証拠開示 4 証拠法総論 厳格な証明と自由な証明、挙証責任、無罪の推定 5 自白(1) 自白法則・補強法則 6 自白(2) 同上、自白の信用性 7 伝聞法則(1) 総論、321条関係(検面調書、捜査書類) 8 伝聞法則(2) 322条以下 9 排除法則 違法収集証拠排除法則 10 裁判 裁判の種類、裁判の効力 11 誤判救済 上訴・再審 12 刑事手続と被害者				
なお、残り3回のうち、最終回は期末試験、通常講義期間中の2回を復習起案の日とします(期日は追って指定)				
使用教材				
教科書：各人の好みにより、白取祐司『刑事訴訟法』（日本評論社）、田口守一『刑事訴訟法』（弘文堂）のいずれかを各自で購入してください。但し、私は基本的に前者に依拠していることをお断りします。				
参考書：刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで主要なものを指示します。				
前提履修科目				
特になし。但し、刑事訴訟法1の知識があることは、当然予定されています。				

法律基本科目 刑事法系

科 目	刑事法総合 (後期)	単 位
		2
担 当	上田 正和	

授業内容の概要

刑法と刑事訴訟法について一通りの学習を行ったことを踏まえて、刑事法全体の中から重要なテーマを選び、判例を中心とする具体的な事例を主な題材として、問題点の確認や検討を行い(理論的・実務的に重要な発展的・応用的な議論にも適宜言及する)、各テーマ(及びその関連領域)についての具体的・実践的な理解を深める科目である。授業では、問題点相互の関連性(例えば、刑法総論と各論の関係や、刑法と刑事手続と事実認定の関係)をも意識する。また、事案に対する自己の法的分析や検討結果を文章で適切かつ説得的に表現できる能力の涵養(レポートと添削指導)を行う。さらに、各回の授業テーマやその周辺領域について、重要判例の確認や短答式問題を用いた知識の確認を行っていきたい。

授業方法

TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。授業で取り上げた内容については、十分な復習によって理解を深めていただきたい。

毎回の授業は、教員作成のレジュメ及び使用教材に沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。

成績評価の方法

学期中に課されるレポート(1回を予定)と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN(不可)の5段階とする。

授業計画

- 第1回 実行行為、因果関係論
- 第2回 正当防衛、被害者の同意(承諾)
- 第3回 故意と錯誤論
- 第4回 過失犯
- 第5回 共犯論
- 第6回 財産犯(1)(財産犯における占有を中心として)
- 第7回 財産犯(2)(財産犯における損害を中心として)
- 第8回 文書偽造罪
- 第9回 司法作用に対する罪
- 第10回 供述証拠(主に自白)
- 第11回 非供述証拠
- 第12回 起訴と訴因
- 第13回 伝聞法則と伝聞証拠
- 第14回 択一的認定
- 第15回 期末試験

使用教材

- 重要参考書(購入推奨): 西田典之 他 編『刑法判例百選I・II』[第6版](有斐閣)(平成20年)
前田雅英 著『最新重要判例250 [刑法] 第9版』(弘文堂)(平成25年)
井上正仁 他 編『刑事訴訟法判例百選 [第9版]』(有斐閣)(平成23年)
田口守一 著『最新重要判例250 [刑事訴訟法]』(弘文堂)(平成25年)
石井一正 著『刑事事実認定入門 [第2版]』(判例タイムズ社)(平成22年)
その他、各自の基本書・参考書

前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目)

- 刑事法入門、刑法の基礎、刑法1、刑法2、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2

法律基本科目 刑事法系

科 目	刑事法事例演習 (前期)	単 位
		2
担 当	上田 正和	

授業内容の概要

刑法と刑事訴訟法についての一通りの学習を終えたことを踏まえて、法科大学院における刑事法の学習の最終段階に位置するものとして、長文の事例問題の検討を通して、刑事法の実践的な問題解決能力の涵養と重要な問題点についての理解をさらに深めることを目的とする。これまでに学習したことを活かしながら、長文かつ複雑な事例問題に取り組んでいただく。事例解決のために重要な問題点(論点)を発見できる「感覚」と妥当な解決方法(結論)を導き出せる「発想」を身に付けることができるような授業を行いたい。授業で取り上げる事例問題は、授業前に提示して事前の検討(予習)を行ってもらう場合と、授業時に提示してその場で検討を行ってもらう場合の両者を予定している。授業に向けて事例問題の事前検討(予習)を十分に行う意欲のある学生の履修を期待している。

授業方法

授業で検討する事例問題については、事前にTKC教育研究支援システムによって提示する場合と、授業時に提示してその場で検討してもらう場合の両者を予定している。毎回の授業では、教員から学生に対して、事例問題の検討内容についての質問を行うので、学生は、自らの検討結果やそこに至る思考プロセスや疑問点等を積極的に解答することが期待されている。事前に提示する事例問題についての十分な検討(予習)と、授業後の十分な復習が期待される。

成績評価の方法

事例問題に対する取り組み方(平常点)、学期中に課される答案形式のレポート(1回を予定)、そして期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN(不可)の5段階とする。

授業計画

- 第1回 刑法・事例演習 (1)
- 第2回 刑法・事例演習 (2)
- 第3回 刑法・事例演習 (3)
- 第4回 刑法・事例演習 (4)
- 第5回 刑法・事例演習 (5)
- 第6回 刑法・事例演習 (6)
- 第7回 刑法の新判例の検討
- 第8回 刑事訴訟法・事例演習 (1)
- 第9回 刑事訴訟法・事例演習 (2)
- 第10回 刑事訴訟法・事例演習 (3)
- 第11回 刑事訴訟法・事例演習 (4)
- 第12回 刑事訴訟法・事例演習 (5)
- 第13回 刑事訴訟法・事例演習 (6)
- 第14回 刑事訴訟法の新判例の検討
- 第15回 期末試験

使用教材

各自の基本書・参考書

前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目)

刑事法入門、刑法の基礎、刑法1、刑法2、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2、刑事法総合